

# 【個人住民税】

## 〔寄附金税額控除〕

次に当てはまる寄附金について税額控除が受けられます。適用を受ける場合には、確定申告又は市民税・県民税申告が必要です（ふるさと納税ワンストップ特例制度を除く。）。

① 都道府県又は市区町村（特別区）に対する寄附金

※地方税法等の一部を改正する法律の成立により、令和元年6月1日以降、ふるさと納税に係る指定制度が創設されました。具体的には、総務大臣が一定基準に適合した地方公共団体をふるさと納税の対象として指定する仕組みです。そのため、指定対象外の地方公共団体への寄附金は、特例控除の対象外となります。

② 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金

③ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金

④ 所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち都道府県又は市区町村の条例で定める寄附金

### 【寄附金税額控除の計算】

1. 本則控除額…（寄附金額 - 2,000円）×10%（市民税6% 県民税4%）

※ 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の30%が限度

2. 特例控除額（都道府県又は市区町村に対する寄附金の場合）

…（当該寄附金額 - 2,000円）×次表の割合

※ 住民税所得割額の20%が限度

(1) 課税総所得金額－所得税と住民税の人的控除の差額の合計額≥0のとき

人的控除差調整額控除後の 課税総所得金額	割合	人的控除差調整額控除後の 課税総所得金額	割合
195万円以下	84.895%	900万円超 1,800万円以下	56.307%
195万円超 330万円以下	79.79%	1,800万円超 4,000万円以下	49.16%
330万円超 695万円以下	69.58%	4,000万円超	44.055%
695万円超 900万円以下	66.517%		

(2) 課税総所得金額－所得税と住民税の人的控除の差額の合計額<0、課税山林所得及び課税退職所得を有しないとき…90%

## 〔ふるさと納税ワンストップ特例制度〕

### (1) 手続き

ふるさと納税先の自治体に対して「申告特例申請書」を提出します。また、同一のふるさと納税先に複数回寄附を行っても、1団体とされますが、寄附を行うたびに申請をする必要があります。

### (2) ワンストップ特例制度を利用できない場合（無効要件）

- ① 確定申告（市民税・県民税申告を含む。）を行う必要のある場合
- ② ふるさと納税先の自治体数が合計5団体を超える場合
- ③ 寄附した翌年の1月1日時点で申告特例申請書に記載した事項（住所・氏名など）に変更があり、寄附した翌年の1月10日までに「申告特例申請事項変更届出書」をふるさと納税先の自治体に提出していない場合

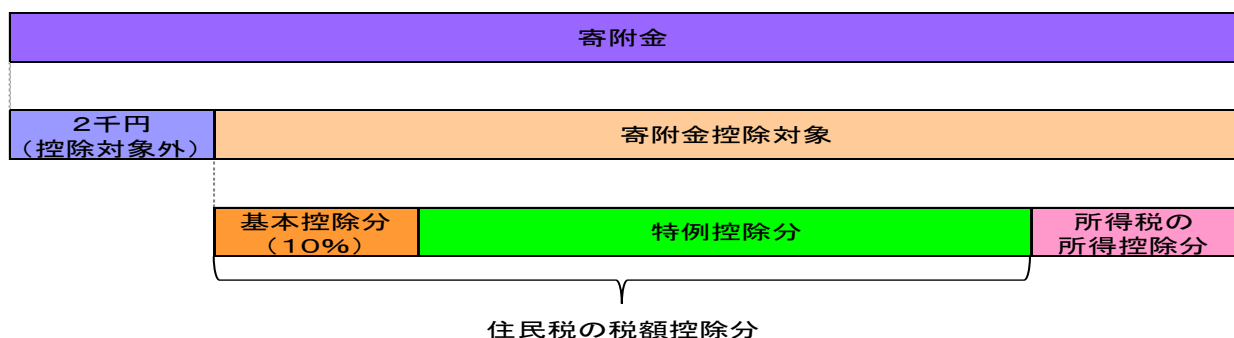
### 【ふるさと納税ワンストップ特例適用者の控除額計算】

都道府県や市区町村などの自治体へ寄附し、ワンストップ特例申請を行い、無効要件に該当しなかった場合の税額控除は次のとおり計算されます。

1. 本則控除額…（寄附金額 - 2,000円）×10%（市民税6% 県民税4%）  
※ 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の30%が限度
2. 特例控除額（都道府県又は市区町村に対する寄附金の場合）  
…（当該寄附金額 - 2,000円）×前表の割合  
※ 住民税所得割額の20%が限度
3. 申告特例控除額（ふるさと納税ワンストップ特例）（所得税の控除相当額）  
…（2. 特例控除）×（下表の区分に応じた割合）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
195万円以下	84.895分の5.105
195万円超 330万円以下	79.79分の10.21
330万円超 695万円以下	69.58分の20.42
695万円超 900万円以下	66.517分の23.483
900万円超	56.307分の33.693

### 寄附金控除のイメージ



※ワンストップ特例適用者については、所得税における控除額に代わり住民税の税額控除分に申告特例控除が加算されます。

## 〔住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）〕

平成21年から令和7年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別税額控除（以下「住宅ローン控除」という。）を受ける人で、所得税から引き切れなかった控除額が発生した場合は、その控除額が翌年度の住民税から控除されます。なお、初めて住宅ローン控除の適用を受ける場合は、確定申告が必要です（市への申告は不要）。

※住宅ローン控除を年末調整済みの場合は、改めて申告書を提出する必要はありません。

【控除額】 ①、②のいずれか少ない金額（限度額97,500円）

- ① 所得税の住宅ローン控除額のうち、所得税から引き切れなかった額
- ② 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じた額

※平成26年4月1日から令和3年12月31日までの期間に入居し、特定取得に該当する人は②の5%が7%になり、限度額が136,500円となります（令和4年中に入居し条件を満たす場合も適用となります）。

居住年	平成21年1月 ～平成26年3月	平成26年4月 ～令和3年12月	令和4年1月 ～令和7年12月
控除限度額	所得税の課税総所得 金額等の5% (最高9.75万円)	所得税の課税総所得 金額等の7% (※) (最高13.65万円)	所得税の課税総所得 金額等の5% (最高9.75万円)

※特定取得（居住開始日が平成26年4月以降で、住宅の取得などに係る消費税率が8%の場合）に該当しない場合は、7%が5%に、13.65万円が9.75万円になります。

※消費税率10%で支払った場合で、住宅ローン控除の適用者のうち令和元年10月から令和3年12月までの入居者について、住宅ローン控除の控除適用期間を3年間延長します。

